**し尿収集について（定期収集）**

**お申し込みは市役所クリーン推進課若しくは各出張所の窓口で受付します。**

(１)収集伝票について

〇受付後、クリーン推進課より収集伝票を送付いたします。

〇収集作業は、(公社)船橋市清美公社で行います。

〇伝票は、収集のつど作業員に手渡すか、不在の場合は雨に濡れないようにビニール袋などに入れ、　　　作業員がわかるように収集口近くにさげておいてください。

〇定期収集以外の収集の依頼は、直接(公社)船橋市清美公社に電話してください。

公益社団法人 船橋市清美公社　　℡047-431-3796 　営業時間8:00～16:00

(２)し尿収集手数料について

定額制は使用人数、従量制は収集量をもとに計算し、料金の計算方法は次のとおりです。（１ヶ月当たり）

※**定額制**={使用人数(２歳以上)×200円}＋(回数料金)

　　　　　　(回数料金)=3人以下の申し込みは月1回155円。月2回以上のときは、1回目155円、2回目

からは310円。4人以上の申し込みは月2回までが1回につき155円、3回目から

は310円となります。

※**従量制**=(収集量10㍑につき54円)＋(回数料金)

(回数料金)=月2回まで1回につき155円、月3回目からは、1回につき310円となります。

**●手数料金** =2ヶ月分の手数料に消費税相当額（10円未満切捨て）を加えた金額で請求します。

★生活保護世帯や身体障害者などで一定の要件に該当する場合、手数料の減免減額の対象となりますのでクリーン推進課までお申し出ください。

(３)届出等について

次のような時は、届出が必要です。

〇定額制申し込みで使用人数が変更となったとき

〇収集回数を変更する時やトイレの改造により簡易水洗などに変更したとき

〇転出・転居、トイレの改造などでし尿収集を中止するとき

* 変更・中止に際しての届出は、電話で結構ですので必ずご連絡ください。

市内転居で新住所での収集申込は、窓口で新規の申込をしてください。

(４)手数料の納付方法について

納付書にて金融機関から振込または口座振替による納付方法があります。(便利な**口座振替**をぜひご利用ください｡手続きについてはクリーン推進課へお問い合わせください。)

**収集月　　　　　　　納期限日**

**１期　　２・３月分　………　５月末日**

**２期　　４・５月分　………　７月末日**

***納 期* ３期　　６・７月分　………　９月末日**

**４期　　８・９月分　……… 11月末日**

**５期　 10・11月分　………　１月末日**

**６期　 12・１月分　………　３月末日**

口座引落しは納期限日に行います。納期限の日が金融機関休業日のときは翌営業日になります。

(５)計算例（２ヶ月分）

***定額制***

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用人数 | 収集回数  (１ヶ月) | 人員料金  (2ヶ月分) | 回数料金  (2ヶ月分) | 手数料 | 消費税  相当額 | 請求額 |
| １人 | １回 | 400円 | 310円 | 710円 | 70円 | 780円 |
| ３人 | １回 | 1,200円 | 310円 | 1,510円 | 150円 | 1,660円 |
| ３人 | ２回 | 1,200円 | 930円 | 2,130円 | 210円 | 2,340円 |
| ４人 | ２回 | 1,600円 | 620円 | 2,220円 | 220円 | 2,440円 |
| ４人 | ３回 | 1,600円 | 1,240円 | 2,840円 | 280円 | 3,120円 |

***従量制***

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 処理量  (2ヶ月分) | 収集回数  (１ヶ月) | 処理料金  (２ヶ月分) | 回数料金  (２ヶ月分) | 手数料 | 消費税  相当額 | 請求額 |
| 180㍑ | 1回 | 972円 | 310円 | 1,282円 | 120円 | 1,402円 |
| 360㍑ | 2回 | 1,944円 | 620円 | 2,564円 | 250円 | 2,814円 |
| 540㍑ | 3回 | 2,916円 | 1,240円 | 4,156円 | 410円 | 4,566円 |

(６)その他

　伝票は１年度分をお渡ししています｡毎年３月中旬ごろ翌年度分(４月より使用する分)を送付いたします｡

　また、伝票を紛失された場合、クリーン推進課に連絡してください｡再発行いたします。

伝票がないと収集作業をしない場合がありますので、すみやかに連絡してください｡

＊納付が滞った場合には、収集依頼が受けられなくなることがあります。

滞納が継続していると債権管理条例により、民事訴訟法に基づく支払督促申立て又は訴訟の手続きに着手する場合があります。

〒273－8501　船橋市湊町２－１０－２５

船橋市役所 クリーン推進課　清掃事業係

TEL 047-436-2442　FAX 047-436-2448